



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 37/2013年11月号

発行日：2013年11月22日

プロ野球において11月3日ついに楽天が日本一になりました。おめでとうございます。この優勝は、復興を目指す東北にとって大変勇気づけられたことでしょう。最後まで決してあきらめず戦い抜く姿勢は、ビジネスでもお手本になりますね。

I. 最新情報（2013年10月1日～2013年10月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年10 月4日	意見	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見について	平成25年8月26日に金融庁から「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成25年9月25日付けで金融庁に提出いたしましたのでお知らせします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年10 月11日	研究 資料	会計制度委員会研究資料第5号「アンケート調査結果報告 - 国際財務報告基準の適用における実務上の対応	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成25年10月11日付けで、会計制度委員会研究資料第5号「アンケート調査結果報告 - 国際財務報告基準の適用における実務上の対応（製造費用関係）に関する調査 -」を公表しましたのでお知らせします。 当協会では、国際財務報告基準（以下「IFRSs」という。）を適用した場合に、我が国企業の原価計算における製造費用項目に含ま	—

		<p>心（製造費用関係）に関する調査 -」の公表について</p>	<p>れる範囲やその会計処理に与える影響について調査を行うこととしました。調査を行うに当たり、企業の実務上の対応に関する情報を収集するためにアンケート及びヒアリング（以下「アンケート調査」という。）を実施し、このたび、その調査結果を基に研究資料として取りまとめました。</p> <p>当該アンケートには、IFRSs 適用の影響度調査の初期段階にある企業から、IFRSs 適用直前の段階の企業まで、多様な段階の企業から寄せられた回答が含まれています。このため、アンケート調査の結果は IFRSs を適用した際の会計処理に与える影響に関する一般的な傾向を示すものではなく、一つの見解や結論に到達することを意図したものではありません。また、調査を行うに当たり、日本基準と IFRSs の取扱いの比較を行っていますが、飽くまでも現時点における考え方の一つを示したものにすぎないことにご留意ください。</p> <p>本研究資料は、近時の IFRSs 任意適用拡大の動きに対応し各会員へ情報を提供するものです。IFRSs 任意適用に関する実務対応における一助となることを期待します。</p>	
2013 年 10 月 28 日	意見	IASB 公開草案「保険契約」に対する意見について	<p>平成 25 年 6 月 20 日に国際会計基準審議会（IASB）から、IASB 公開草案「保険契約」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 25 年 10 月 25 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—
2013 年 10 月 29 日	意見	IASB 公開草案「農業：果実生成型植物（IAS 第 16 号及び IAS 第 41 号の修正案）」に対する意見について	<p>平成 25 年 6 月 26 日に国際会計基準審議会（IASB）から、IASB 公開草案「農業：果実生成型植物（IAS 第 16 号及び IAS 第 41 号の修正案）」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 25 年 10 月 28 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013 年 10 月 11 日	意見	国際会計士連盟（IFAC）/ 勅許公共財務会計協会	<p>国際会計士連盟（IFAC）と勅許公共財務会計協会（CIPFA）は、2013 年 6 月に、共同で策定したコンサルテーション・ドラフト「公的部門における望ましいガバナンス 国際的枠組みに向けた</p>	—

	(CIPFA) コンサルテーション・ドラフト「公的部門における望ましいガバナンス 国際的枠組みに向けたコンサルテーション・ドラフト」に対するコメントの提出について	<p>コンサルテーション・ドラフト」(Good Governance in the Public Sector—Consultation Draft for an International Framework) を公表し、広く意見を求めておりました。</p> <p>日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ドラフトについてのコメントを取りまとめ、2013年9月17日付けで、国際会計士連盟に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。</p>	
--	---	--	--

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

<公益法人の申請及び答申状況（最新情報）>

特例民法法人の移行期日が11月30日と間近に迫り、どのような状況になっているか気になります。公益法人への移行認定及び移行認可の申請状況に関する最新状況は、下記の通りとなっております（「公益法人 information」より）。

（平成25年10月31日現在）

	内閣府	都道府県	合計
移行認定申請済み（公益社団・財団法人への移行）	2,148 件	6,792 件	8,940 件
移行認可申請済み（一般社団・財団法人への移行）	2,252 件	8,931 件	11,183 件
合計 (申請割合)	4,400 件 (98.1%)	15,723 件 (96.6%)	20,123 件 (96.9%)
申請予定法人（申請済みも含む）	4,481 件	16,276 件	20,757 件

また申請した法人に対する答申状況は下記の通りとなっております（「公益法人 information」より）。

（平成25年10月31日現在）

<内閣府申請内訳>	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定（公益社団・財団法人への移行）	2,304 件	72 件	2,076 件	156 件
移行認可（一般社団・財団法人への移行）	2,344 件	157 件	2,095 件	92 件
新規認定	247 件	51 件	155 件	41 件
合計	4,895 件	280 件	4,326 件	289 件

申請予定法人の約97%の申請が進んでいることが分かります。また申請した法人のうち、答申が出されている割合が約88%もあり、審査も順調にすすんでいる状況が伺えます。

なお申請書は、11月末までに行政庁に到達していなければなりませんので、移行期間内の必着で提出が求められます。

<公益法人ガバナンスでの留意点>

公益法人は、様々な税制上の優遇を受けており、かつ国民からの信頼を得て活動している法人です。そのため公益法人や一般法人は、自主的なガバナンスを有効に機能させる必要があり、自律的な運営が求められます。それ故違法行為や国民からの信頼を失墜する事態を招いた時には、組織を構成する各役員は責任追求の対象になり、その後法人運営を是正しなければ、公益認定の取消し処分を受ける可能性も否定できません。下記は、「公益認定等委員会たより」に記載されていたガバナンス上の留意点です。人員数の制約もあり必ずしも適切とは言えない組織体制と感じているなら、各役員が中心となり以下のリスクを十分自覚し再構築されることをお勧めします。

・国民の信頼あつての公益法人

公益法人についての、ガバナンスに関するルールは主に一般法人法に定められています。しかし、公益法人は税制優遇を受けて活動する法人であり、国民の信頼なくしては成り立ちません。このことについて、役員等の関係者が自覚を持っていただくことが重要です。

・公益目的事業と公益法人の財産

公益目的事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものでなければなりません。また、公益法人の財産は、役員や職員の私産・私物ではなく、税制優遇を受けて形成された、いわば国民から託された財産です。

・理事・監事には、管理者としての注意義務や責任がある

理事や監事は、報酬の有無にかかわらず、公益法人に対する国民の信頼が確保されるよう、事業や財産の管理を適切に行う必要があります。これは法律上の義務でもあり、これを怠ったことにより法人に損害が発生した場合には、損害賠償などの責任を問われることとなります。

・義務違反には、認定取消しもあり得る

公益法人は、公益認定法の認定基準に適合するだけでなく、一般法人法の定めるガバナンスに関するルールに基づき、法人の各機関がそれぞれの役割を果たす必要があります。仮に、理事・監事・評議員等が法律に定める職務を怠り、法令に違反しているような場合には、公益認定法に基づく勧告、命令、最悪の場合は認定取消しの対象となることがあります。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703